

第7章 歴史的風致形成建造物に関する事項

第1節 歴史的風致形成建造物の指定の方針

(1) 基本的な考え方

本計画における重点区域内には、村上まつりや村上七夕まつりなどの祭礼行事や三面川の鮭や北限の茶処としての文化、村上堆朱などの伝統工芸などの地域固有の歴史的な活動が行われるとともに、史跡である村上城跡や重要文化財である若林家住宅、浄念寺本堂など、国や県、市の指定文化財が現存し、かつ、旧街道沿いには、昭和前期以前に建築された国登録有形文化財や歴史的建造物である切妻、平入りの町家などが多数立地している。

これらの歴史的建造物の周辺には、江戸時代初期に城下町として整備された当時の地割を残しながら市街地が形成され、歴史的風致が現在も継承されているが、市街地の空洞化や生活スタイルの変化による建造物の建て替えなどにより歴史的風致を構成する歴史的建造物の荒廃や喪失などが課題となっており歴史的風致の維持向上が困難な状況である。

これらの課題を解決し、歴史的風致の維持及び向上を図るためには、歴史や伝統を反映した人々の活動の継承に努めつつ、市街地環境の整備を実施しながら歴史的風致の構成要素である歴史的建造物の保全や保存が必要である。

これらの保全や保存が必要な建造物については、今後も良好な状態を維持していくため法第12条に基づく歴史的風致形成建造物に指定し、歴史的風致の維持向上を図りながら当市の歴史的資産として後世に継承する。なお、歴史的風致形成建造物の指定にあたっては、建造物の所有者や管理者等と十分に協議しながら意見を尊重した上で指定することとし、指定期間は計画の期間内に限る。

また、文化財としての継続的な調査、研究を進め、歴史文化的価値が明らかになったものについては、歴史的風致形成建造物への指定だけでなく、指定文化財や登録文化財として位置付けることも検討する。

表 歴史的風致形成建造物の指定（法第12条第1項抜粋）

第十二条 市町村長は、認定歴史的風致維持向上計画に記載された第五条第二項第六号の計画期間（以下「認定計画期間」という。）内に限り、当該認定歴史的風致維持向上計画に記載された同項第四号の方針に即し、認定歴史的風致維持向上計画に記載された重点区域（以下「認定重点区域」という。）内の歴史上価値の高い重要無形文化財又は重要無形民俗文化財（文化財保護法第七十八条第一項に規定する重要無形民俗文化財をいう。）の用に供されることによりそれらの価値の形成に寄与している建造物その他の地域の歴史的な建造物（重要文化財建造物等及び重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物群（同法第二条第一項第六号に規定する伝統的建造物群をいう。第十七条第一項において同じ。）を構成している建造物を除く。）であって、現に当該認定重点区域における歴史的風致を形成しており、かつ、その歴史的風致の維持及び向上のためにその保全を図る必要があると認められるもの（これと一体となって歴史的風致を形成している土地又は物件を含む。）を、歴史的風致形成建造物として指定することができる。

(2) 歴史的風致形成建造物の指定基準

歴史的風致形成建造物として指定する建造物は、歴史的風致の維持及び向上のためにその保全を図る必要があると認められる建造物であることから、次のいずれの基準にも該当する建造物とする。

歴史的風致形成建造物の指定基準

- 重点区域内の建造物
- 歴史的風致の形成に寄与しているもので、保全を図る必要がある建造物
- 概ね昭和20年（1945）以前に建設された建造物
- 以下のいずれかに該当する建造物
 - ・意匠性、技術性が優れているもの
 - ・歴史性、地方性、希少性などの観点から価値の高いもの
 - ・外観が景観上の特徴を有するもの

(3) 歴史的風致形成建造物の指定対象

歴史的風致形成建造物として指定する建造物は、重要文化財である建造物等及び重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物群を構成している建造物を除く、以下のいずれかに該当する建造物とする。

歴史的風致形成建造物の指定対象

- 文化財保護法第57条に基づき文化財登録原簿に登録された文化財（登録有形文化財）である建造物
- 新潟県文化財保護条例第5条に基づき指定された文化財（県指定有形文化財）である建造物
- 新潟県文化財保護条例第31条に基づき指定された文化財（県指定史跡、県指定名勝又は県指定天然記念物）である建造物
- 村上市文化財保護条例第4条に基づき指定された文化財（市指定有形文化財）である建造物
- 村上市文化財保護条例第27条に基づき指定された文化財（市指定史跡、市指定名勝又は市指定天然記念物）である建造物
- 景観法第19条に基づき指定された景観重要建造物
- 重点区域内の歴史的風致の維持及び向上に寄与するものとして市長が特に認めた建造物

(4) 歴史的風致形成建造物の指定候補

重点区域において歴史的風致形成建造物として今後指定の候補となる建造物は、次の表のとおりである。

表 歴史的風致形成建造物の指定候補

No.	建造物名 [所在地]	区分	年代・構造	所有者	外観写真	指定日	関連する 歴史的 風致
1	西奈弥羽黒神社境内 撰社神明宮 (社殿) [羽黒町]	県指定	元禄3年(1690)・木造	個人		R8. 4. 1	①
2	旧嵩岡家住宅 (主屋) [庄内町]	市指定	江戸後期・木造	市		R8. 4. 1	③
3	旧岩間家住宅 (主屋) [庄内町]	市指定	江戸後期・木造	市		R8. 4. 1	③
4	旧成田家住宅 (主屋) [新町]	市指定	江戸後期・木造	市		R8. 4. 1	③
5	旧藤井家住宅 (主屋) [堀片]	市指定	江戸後期・木造	市		R8. 4. 1	③
6	藤基神社 (社殿・付属建造物) [三之町]	市指定	社殿：江戸後期・木造 付属建築物：江戸後期・木造	個人		R8. 4. 1	③
7	吉川家住宅 (主屋・店舗・土蔵) [大町]	国登録	主屋：明治25年(1892)以降・木造 店舗：明治25年(1892)以降・木造 土蔵：天保12年(1841)・木造	個人		R8. 4. 1	① ②

※関連する歴史的風致 ①：村上城下の祭礼にみる歴史的風致 ②：種川の制など鮭文化にみる歴史的風致
③：村上城下の木と漆の匠にみる歴史的風致 ④：北限の茶処にみる歴史的風致

表 歴史的風致形成建造物の指定候補

No.	建造物名 [所在地]	区分	年代・構造	所有者	外観写真	指定日	関連する 歴史的 風致
8	益甚酒店 (店舗・主屋・酒蔵・土蔵) [大町]	国登録	店舗：昭和7年(1932)・木造 主屋：明治25年(1892)・木造 酒蔵：明治25年(1892)・木造 土蔵：明治42年(1909)以前・木造	個人		R8.4.1	① ②
9	旧第四銀行村上支店 店長住宅 (主屋) [小町]	国登録	昭和11年(1936)・木造	個人		R8.4.1	① ③
10	割烹吉源 (主屋・土蔵) [寺町]	国登録	主屋：昭和4年(1929)・木造 土蔵：昭和4年(1929)以前・木造	個人		R8.4.1	① ②
11	早撰堂菓子店 (主屋・西土蔵・東土蔵) [大町]	国登録	主屋：明治27年(1894)・木造 西土蔵：明治20年(1887)・木造 東土蔵：大正初期移築・木造	個人		R8.4.1	① ④
12	ギャラリーやまきち (主屋・土蔵・奥土蔵) [肴町]	国登録	主屋：明治初期以前・木造 土蔵：明治初期以前・木造 奥土蔵：昭和3年(1928)・木造	個人		R8.4.1	① ③
13	山上染物店 (主屋) [肴町]	国登録	江戸後期から明治初期・木造	個人		R8.4.1	①
14	井筒屋旅館 (主屋) [小町]	国登録	明治末期・木造	個人		R8.4.1	①
15	九重園 (店舗・座敷棟・古土蔵・新土蔵) [小国町]	その他	店舗：宝暦12年(1762)以前・木造 座敷棟：大正8年(1919)・木造 古土蔵：明治29年(1896)・木造 新土蔵：明治29年(1896)・木造	個人		R8.4.1	① ④

※関連する歴史的風致 ①：村 upper 城下の祭礼にみる歴史的風致 ②：種川の制など鮭文化にみる歴史的風致
③：村 upper 城下の木と漆の匠にみる歴史的風致 ④：北限の茶処にみる歴史的風致

表 歴史的風致形成建造物の指定候補

No.	建造物名 [所在地]	区分	年代・構造	所有者	外観写真	指定日	関連する 歴史的 風致
16	宮尾酒造 (主屋) [上片町]	その他	文政2年(1819)・木造	個人		R8.4.1	① ②
17	吉川酒舗 (主屋・土蔵・醤油蔵・入蔵) [肴町]	その他	主屋：文政10年(1827)・木造 土蔵：嘉永2年(1849)・木造 醤油蔵：文政5年(1822)・木造 入蔵：天保14年(1843)以前・木造	個人		R8.4.1	① ②
18	てんや味噌醤油店 (主屋・土蔵) [小国町]	その他	主屋：大正6年(1917)・木造 土蔵：大正6年(1917)以前・木造	個人		R8.4.1	①
19	安善寺 (山門) [小町]	その他	正徳2年(1712)・木造	個人		R8.4.1	① ③
20	観音寺 (山門・観音堂・庫裡・石段・古峯神社) [肴町]	その他	山門：文政3年(1820)・木造 観音堂：正徳4年(1714)・木造 庫裡：明治7年(1874)・木造 石段：江戸中期・石造 古峯神社：大正15年(1926)・木造	個人		R8.4.1	① ③
21	木村家住宅 (主屋) [庄内町]	その他	文久元年(1861)以前・木造	個人		R8.4.1	①
22	常盤園 (主屋・西土蔵・東土蔵) [肴町]	その他	主屋：明治初期・木造 西土蔵：慶應元年(1864)・木造 東土蔵：明治初期・木造	個人		R8.4.1	① ④
23	孫惣刃物鍛冶店 (主屋) [鍛冶町]	その他	江戸後期・木造	個人		R8.4.1	① ③

※関連する歴史的風致 ①：村上城下の祭礼にみる歴史的風致 ②：種川の制など鮭文化にみる歴史的風致
③：村上城下の木と漆の匠にみる歴史的風致 ④：北限の茶処にみる歴史的風致

表 歴史的風致形成建造物の指定候補

No.	建造物名 [所在地]	区分	年代・構造	所有者	外観写真	指定日	関連する 歴史的 風致
24	益田甚兵衛酒店 (店舗・座敷棟・新座 敷棟・土蔵・酒蔵) [塩町]	その他	店舗：大正8年(1919)・木造 座敷棟：大正8年(1919)以前・木造 新座敷棟：昭和9年(1934)・木造 土蔵：明治7年(1874)・木造 酒蔵：明治19年(1886)・木造	個人		R8.4.1	① ②
25	大川屋製材所 (主屋・土蔵) [塩町]	その他	主屋：大正10年(1921)・木造 土蔵：明治42年(1909)・木造	個人		R8.4.1	① ③
26	一キ矢部茶店 (主屋) [小国町]	その他	明治31年(1898)・木造	個人		R8.4.1	① ④
27	旧渡辺家住宅 (主屋) [鍛冶町]	その他	昭和7年(1932)・木造	市		R8.4.1	① ③
28	九品仏(上品上生仏) (仏像) [羽黒町]	その他	宝暦9年(1759)・石造	個人		R8.4.1	①
29	九品仏(上品中生仏) (仏像) [羽黒町]	その他	宝暦10年(1760)・石造	個人		R8.4.1	①
30	九品仏(上品下生仏) (仏像) [羽黒町]	その他	宝暦年間・石造	個人		R8.4.1	①
31	九品仏(中品下生仏) (仏像) [大町]	その他	宝暦年間・石造	個人		R8.4.1	①

※関連する歴史的風致 ①：村上天下の祭礼にみる歴史的風致 ②：種川の制など鮭文化にみる歴史的風致
③：村上天下の木と漆の匠にみる歴史的風致 ④：北限の茶処にみる歴史的風致

村上市歴史的風致維持向上計画

表 歴史的風致形成建造物の指定候補

No.	建造物名 [所在地]	区分	年代・構造	所有者	外観写真	指定日	関連する 歴史的 風致
32	九品仏(下品上生仏) (仏像) [塩町]	その他	宝暦年間・石造	個人		R8. 4. 1	①
33	九品仏(下品中生仏) (仏像) [庄内町]	その他	宝暦10年(1760)・石造	個人		R8. 4. 1	①
34	九品仏(下品下生仏) (仏像) [上片町]	その他	宝暦10年(1760)・石造	個人		R8. 4. 1	①
35	山口家住宅 (主屋・門) [飯野一丁目]	その他	主屋：江戸後期・木造 門：江戸後期・木造	個人		R8. 4. 1	③
36	大竹家・轟家住宅 (主屋) [新町]	その他	江戸後期・木造	個人		R8. 4. 1	③
37	やすらぎ処石亀 (主屋・土蔵) [安良町]	その他	主屋：寛政3年(1791)・木造 土蔵：明治8年(1875)・木造	個人		R8. 4. 1	① ②
38	ゑびす屋土蔵 (土蔵) [肴町]	その他	明治後期・木造	個人		R8. 4. 1	①
39	旧細野家住宅 (主屋) [小国町]	その他	大正14年(1925)・木造	個人		R8. 4. 1	① ④

※関連する歴史的風致 ①：村上天下の祭りにみる歴史的風致 ②：種川の制など鮭文化にみる歴史的風致
③：村上天下の木と漆の匠にみる歴史的風致 ④：北限の茶処にみる歴史的風致

表 歴史的風致形成建造物の指定候補

No.	建造物名 [所在地]	区分	年代・構造	所有者	外観写真	指定日	関連する 歴史的 風致
40	旧石田園 (前の蔵・次の蔵・ 製茶場・茶箱蔵・ 味噌蔵・離れ) [上片町]	その他	前の蔵：弘化4年(1847)・木造 次の蔵：明治7年(1874)・木造 製茶場：明治15年(1882)・木造 茶箱蔵：明治15年(1882)・木造 味噌蔵：明治後期・木造 離れ：昭和前期・木造	個人		R8.4.1	① ④
41	旧共立鉄工所 (中央棟・西棟・東棟) [鍛冶町]	その他	中央棟：明治20年(1887)以前・木造 西棟：嘉永2年(1849)・木造 東棟：明治20年(1887)以前・木造	個人		R8.4.1	①
42	須藤家住宅 (主屋) [庄内町]	その他	明治32年以前(1899)・木造	個人		R8.4.1	①
43	庚申堂 (本堂・仁王門・経 蔵・参道) [片町]	その他	本堂：安政6年(1859)・木造 仁王門：享保8年(1723)・木造 経蔵：明治20年(1887)・木造 参道(石畳)：安政6年(1859)・石造	個人		R8.4.1	① ③
44	富士美園 (旧製茶工場) [長井町]	その他	大正11年(1922)・木造	個人		R8.4.1	① ④
45	西寶院 (観音堂) [肴町]	その他	昭和11年(1936)・木造	個人		R8.4.1	③
46	西奈弥羽黒神社 (社殿・石段・鳥 居・手水舎) [羽黒町]	その他	社殿：明治44年(1911)以前・木造 石段：明治15年(1882)・石造 二の鳥居：明治15年(1882)以前・木造 手水舎：明治15年(1882)・木造	個人		R8.4.1	① ③
47	茶館きっかわ嘉門亭 (主屋) [大町]	その他	明治25年(1892)・木造	個人		R8.4.1	① ④

※関連する歴史的風致 ①：村 upper 城下の祭礼にみる歴史的風致 ②：種川の制など鮭文化にみる歴史的風致
③：村 upper 城下の木と漆の匠にみる歴史的風致 ④：北限の茶処にみる歴史的風致

表 歴史的風致形成建造物の指定候補

No.	建造物名 [所在地]	区分	年代・構造	所有者	外観写真	指定日	関連する 歴史的 風致
48	伊勢神明社 (社殿・鳥居・古峯 神社) [小町]	その他	社殿：大正 11 年(1922)・木造 鳥居：昭和 2 年(1927)・石造 古峯神社：昭和初期・木造	個人		R8. 4. 1	① ③
49	石原稲荷神社 (社殿・鳥居) [石原]	その他	社殿：明治 12 年(1879)・木造 鳥居：昭和 12 年(1937)・石造	個人		R8. 4. 1	③
50	吉田家住宅 (主屋) [塩町]	その他	昭和 15 年(1940) ・木造	個人		R8. 4. 1	①
51	旧小和田板金 (北棟) [庄内町]	その他	北棟：明治元年 (1868)・木造	個人		R8. 4. 1	①
52	旧小和田板金 (南棟) [庄内町]	その他	南棟：明治元年 (1868)・木造	個人		R8. 4. 1	①
53	奥村家住宅 (蔵及び座敷) [肴町]	その他	蔵：明治 15 年(1882)・木造 座敷：昭和 10 年(1935)・木造	個人		R8. 4. 1	①
54	旧鈴木家住宅 [大工町]	その他	主屋：明治期 (1868～1913)	個人		R8. 4. 1	③

※関連する歴史的風致 ①：村上城下の祭礼にみる歴史的風致 ②：種川の制など鮭文化にみる歴史的風致
③：村上城下の木と漆の匠にみる歴史的風致 ④：北限の茶処にみる歴史的風致

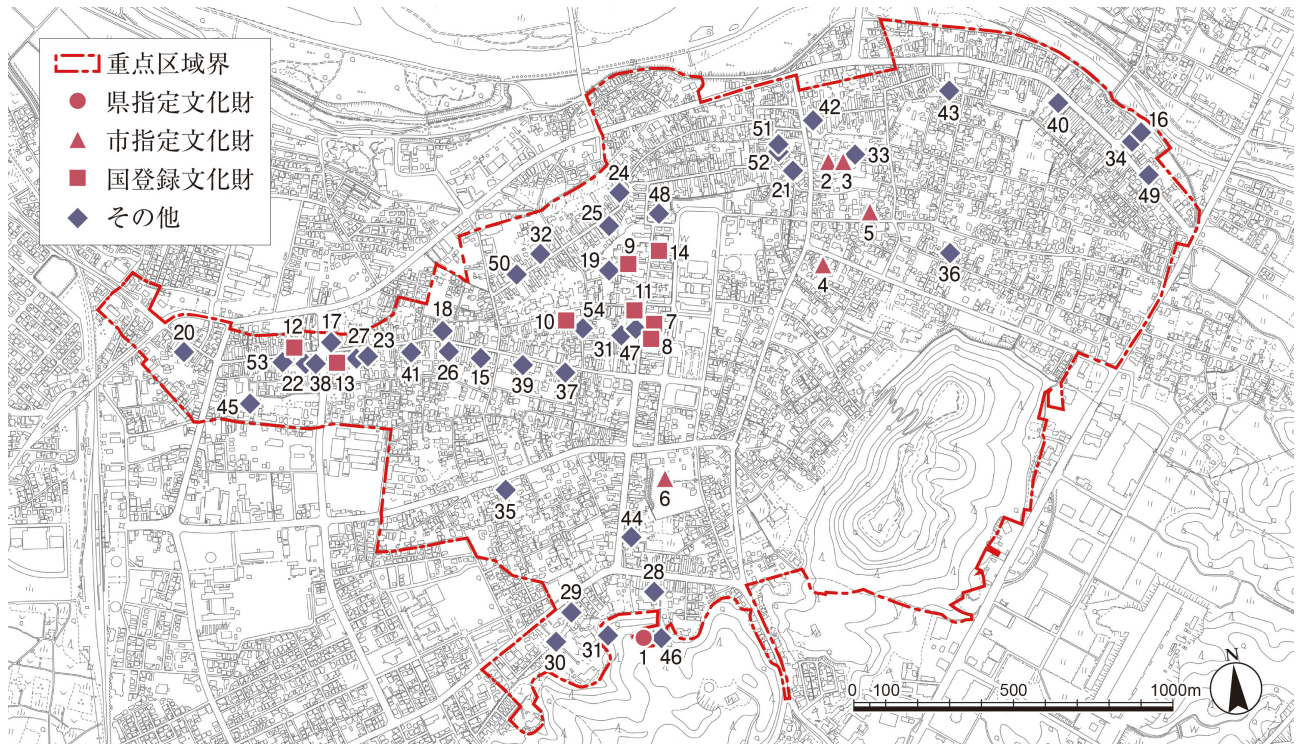


図 歴史的風致形成建造物指定候補の分布図

第2節 歴史的風致形成建造物の管理の指針

(1) 基本的な考え方

歴史的風致形成建造物は、重点区域における歴史的風致の重要な構成要素であることから、所有者又は管理者等は、維持管理にあたりその価値が保存、継承されるように、指定対象となった個々の建造物の歴史的背景や文化的価値に基づいた適切な措置を講じる。

また、歴史的風致形成建造物の保存と合わせて、公開活用についても積極的に推進し、そこで営まれている生活等への配慮や毀損の防止に留意しながら周知や普及啓発に努める。

加えて、歴史的風致形成建造物の建築様式などの特徴を顕著に示す意匠や形態等の保存又は復元に努め、歴史的風致の維持及び向上を図っていくこととする。

(2) 個別事項

国登録有形文化財や県、市指定文化財、景観重要建造物になっているものについては、それぞれ対応する法律や条例に基づき現状変更などの行為の制限等を実施する。

●登録有形文化財

文化財保護法に基づく登録有形文化財については、建造物外観の維持及び保存を基本とする。

内部については、外観やそこで行われる歴史及び伝統を反映した活動への影響を及ぼさない範囲で、活用のために必要な改造を認めるものとする。

●県・市指定文化財

新潟県文化財保護条例又は村上市文化財保護条例に基づく指定文化財については、国の指定文化財と同様に、建造物の外部及び内部ともに現状保存を基本とする。また、建造物を維持及び保存するための修理については、各種調査に基づいて行われる修復や復原を基本とする。

建造物の公開による活用や防災上必要な措置については、建造物の価値及び特性の保存に支障を与えない範囲で実施するものとする。

●景観重要建造物

景観法に基づく景観重要建造物については、周辺の景観を先導する建造物として外観の維持及び保全を基本とする。

●その他保全の措置が必要な建造物

その他保全の措置が必要な建造物については、建造物の外観の維持及び保存を基本とする。

なお、これらの建造物については、適切な調査等を実施して価値を明らかにするとともに、必要に応じて文化財への指定等についても検討し、その価値が減ることがないように然るべき措置をとる。

(3) 届出不要の行為

歴史的風致形成建造物の届出不要の行為は、法第15条第1項第1号及び同法施行令第3条第1号に基づく以下の行為とする。

届出不要の行為

- 文化財保護法第57条第1項に基づく登録有形文化財で、同第64条に基づく現状変更の届出を行った場合
- 新潟県文化財保護条例第5条第1項に基づく県指定有形文化財で、同第13条第1項に基づく県指定有形文化財の現状変更等の許可申請を行い、同第14条第1項に基づく修理の届出を行った場合
- 村上市文化財保護条例第4条第1項に基づく市指定有形文化財で、同第11条第1項に基づく市指定有形文化財の現状変更等の許可申請を行い、同第12条第1項に基づく修理の届出を行った場合
- 景観法第19条第1項に基づく景観重要建造物で、同第22条第1項に基づく現状変更の許可申請を行った場合